別表一一付表一の表中

所得金額の合計額 （法人税申告書別表六（二）付表五「14」）

を

所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 （法人税申告書別表六（二）付表五「14」）

に改める。

別表一一付表一一の表中

⑵につき法第12条第８項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額に加算した金額	⑵につき法第12条第７項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額から控除した金額

を

⑵につき法第12条第９項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額に加算した金額	⑵につき法第12条第８項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額から控除した金額

に改め、同表の記載要領第一号中「第12条第７項又は第８項又は第９項」を「第12条第８項又は第９項」に、「同条第11項及び第12項」を「同条第13項及び第14項」に、「含む。）」を「含む。次号⑴において同じ。）」に改め、同号及び第三号を次のように改める。

2　「税額控除不足額相当額（(⑸－⑴)又は当初申告税額控除不足額相当額）⑹」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　通算法人の対象課税事業年度（法第12条第８項に規定する対象課税事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）について同条第10項の規定の適用を受ける場合（⑵に規定する既に修正申告等があった場合を除く。）には、「(⑸－⑴)又は」を消すこと。

⑵　既に通算法人の対象課税事業年度について法第12条第11項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該対象課税事業年度につき同条第10項の規定の適用を受けるとき（⑶及び次号において「既に修正申告等があった場合」という。）は、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第２項に規定する更正通知書のうち、最も新しいもの（次号⑵において「直近修正申告書等」という。）に基づき別表二付表二「６」の金額として計算される金額を記載すること。

⑶　⑴に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を消すこと。

3　「税額控除超過額相当額（(⑴－⑸)又は当初申告税額控除超過額相当額）⑺」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　通算法人の対象課税事業年度について法第12条第10項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除く。）には、「(⑴－⑸)又は」を消すこと。